

2007年4月27日

JETRO 案件形成調査に関する環境・社会配慮ガイドラインに関する意見

FoE Japan 神崎尚美

以下は、現段階で重要と考える点を書き出したものである。

調査事業の前提

- ・ この調査が、フィージビリティ(実現可能性)調査をおこなうものではないことを、要項やガイドラインに明記する。
- ・ ガイドラインが経済産業省から受託している案件形成調査事業を対象としたものであることを明記する。

審査委員の選定

- ・ 委員を公募によって外部から選定。環境・社会影響配慮について詳しい専門家を含む。
- ・ 委員名を明らかにする。
- ・ 審査委員は、採択段階で、JETRO で調査を行うことが適正かどうか、環境・社会面の記述が申請書に適切に記載されているか、ODA 大綱に沿ったものか、を審査し、JETRO に対して意見を提出する。
- ・ 調査者からの報告書が JETRO に提出された段階で、環境・社会影響配慮専門の委員が環境・社会影響に関する部分の精査を行い、JETRO に対して意見を提出する。

申請・採択段階

調査申請者：

- ・ 申請調査に関連する既存調査が存在する場合、その内容についてある程度詳細な記述を提出。JETRO 調査との重複を避ける。内容的に重複が見られる場合は申請を却下。
- ・ JICA ガイドラインの「スクリーニング様式」の項目に沿って、この時点で把握する範囲の環境・社会影響関連の情報を記入。
- ・ ODA 大綱に照らした国や地域の人権状況等の情報を記入。(実施原則などに沿う国かどうかなど)

JETRO：

- ・ 審査委員会を開催する。申請書を審査委員会に提出し、委員会で内容を精査する。
- ・ 審査委員の意見を踏まえ、案件を採択。
- ・ 採択案件の公表、採択理由、提案されている調査の概要(セクター、事業規模、事業実施場所含む) 審査委員から出た意見を公表。

調査段階

調査者：

- ・ 必要性の検証と代替案の検証を行う。JETRO 調査で十分にできない場合は、提案の案件がよいと結論づけず、次への課題として残す。
- ・ 可能性のある環境・社会影響を洗い出す
- ・ 政府関係者と同様、事業予定地の住民に対して、事業の必要性の有無や代替案、可能性のある環境・社会影響項目を洗い出すための協議を行う。協議録を作成し、報告書に添付する。

調査終了段階

調査報告書に盛り込むべき事項：

- ・ この調査をフィージビリティ調査(F/S)として用いることはできないことを和英文報告書のレポートに明記する。
- ・ JBIC や JICA のガイドラインに照らし、将来必要となる環境・社会調査項目、必要なプロセス、その他検討事項について提言をまとめる。

JETRO：

- ・ 報告書の環境・社会影響に関する部分は、外部専門家（審査委員の環境・社会担当委員）が精査する。このとき、JICA 及び JBIC ガイドラインに照らした提言の妥当性を併せて確認する。
- ・ 委員の意見は「付帯意見」として JETRO に提出され、報告書と併せて公開する。
- ・ 和英文報告書を国会図書館とジェットロビジネスライブラリーに配架し、またホームページで公開する。

フォローアップ段階

- ・ JICA ガイドラインの別紙 2 及び JBIC ガイドラインの第 2 部「3 . 一般的に影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域の例示一覧」に該当する調査案件については、事業化の状況や追加調査を確認し公表する。

以上